

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年6月

1. 技能労務職の現状（平成19年4月1日現在）

（1）職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

職 種	長 柄 町			民 間			参 考 A / B
	人数	平均年齢	平均給与 月額（A）	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与 月額（B）	
学校給食員	3人	49.4歳	253,533円	調理士	43.1歳	282,300円	0.90
用 務 員	6人	51.9歳	222,383円	用 務 員	53.9歳	227,200円	0.98
計・平均	9人	51.1歳	238,808円	-	-	-	-

- （注）1 平均給与月額とは、基本給のほか、扶養、住居、通勤、時間外勤務手当額の合計です。
 2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
 3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

（2）年齢別職員数

区 分	31歳 未満	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	計
全 体	0人	0人	1人	0人	1人	2人	3人	2人	9人
学校給食員	0	0	0	0	1	1	1	0	3
用 務 員	0	0	1	0	0	1	2	2	6

- （注）1 平均給与等のデータについては、個人が特定されるので公表しません。

（3）その他給与等に関する事項

ア 給与等

現在の技能労務職員は、給食センターの調理員（3名）用務員（6名）の合計9名です。いずれも給料表は、行政職給料表（一）の2級制を適用しています。

イ 施設等の見直しに向けた取組状況

給食センターについては、調理部門を民間委託とする方向で、用務員については、臨時的任用等での対応を検討しています。

2 . 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充としており、平成17年度以降新規採用を実施していません。

職員の給与については、人事院勧告、千葉県人事委員会の勧告に基づき運用しており、今後においても適正な給与制度・運用に取り組んでいきます。

3 . 具体的な取り組み内容

給料、手当等については、技能労務職員を含む全職員を対象とした見直しを実施しており、昇給については、平成19年度より勤務評定制度を導入し、今後昇給昇格へ反映させるよう制度の構築を図っていきます。

4 . その他

技能労務職員については、退職者不補充を行っているため、今後は、民間委託等の推進や事務・事業の見直しを進めていきます。